

平田豊裁判長が読み上げた裁判所の所感

控訴人は本件優生手術により、憲法が保障する平等権、幸福になる権利を侵害され、子をもうけることのできない身体にされました。しかし、決して、人としての価値が低くなったものでも、幸福になる権利を失ったわけでもありません。

「優生手術は被害者の幸福の可能性を一方的に奪い去るものである」等と言われることがあります、子をもうけることのできない人も個人として尊重され、他の人と平等に、幸福になる権利を有していることは言うまでもありません。

優生手術が違憲・違法なであること、その被害者に多大な精神的・肉体的損害を与えたことは明確にされなければなりませんが、これに対する憤りのあまり、逆に、優生手術の被害者を含む、子をもうけることのできない人たちに対する差別を確認し、または助長することとなり、その人たちの心情を傷つけることがあってはならないと考えます。報道等の際にも、十分留意していただきたいと思います。

控訴人には、自らの身体のこと、優生手術を受けたこと、本件訴訟を提起したこと等によって、差別されることなく、これからも幸せに過ごしてもらいたいと願いますが、それを可能にする差別のない社会をつくっていくのは、国はもちろん、社会全体の責任であると考えます。

そのためにも、優生手術から長い期間がたった後に提起された訴えであっても、その間に提訴できなかった事情が認められる以上、国の責任を不問に付すのは相当ではないと考えました。

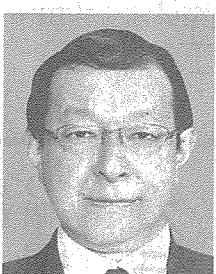
即座の強制送還

国に「違憲」判決

平田豊裁判長の来歴

旧優生保護法訴訟で国に賠償を命じた東京高裁の平田豊裁判長(左)は、民事分

野の司法行政を担当する最高裁民事局で局長を務め、実務でも豊富な経験を持つ



東京高裁の
平田豊裁判長

ベテランの裁判官。昨年九月には強制送還を巡る国に対応を「違憲」とし、賠償を命じる判決も出している。

鹿児島県出身。一九八三年に東大経済学部を卒業し、翌年司法試験に合格、八七年に大阪地裁判事補と

なった。福岡高裁事務局長などを歴任し、二〇一六年一八八年に最高裁民事局長兼行政局長。その後福岡地裁所長を経て、二一年四月から東京高裁で勤務する。

東京高裁では、難民認定申請の棄却を告げられた翌日に強制送還されたスリランカ出身の男性一人が国に損害賠償を求めた訴訟を担当。昨年九月の判決で「憲法が保障する、裁判を受ける権利を侵害した」と述べて一審判決を変更し、六十万円の支払いを命じた。

東京新聞

2022年3月12日